三　他の者（特別試験研究機関等、大学等、当該法人がその発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下この号及び第七号において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の法人（連結親法人にあつては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。）、当該法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者（当該他の者が連結親法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人をいう。第七号において同じ。）がある他の者を除く。以下この号において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該他の者の役割分担及びその内容、当該法人及び当該他の者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人及び当該他の者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

第二十七条の四第八項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「のうち次に掲げる要件を満たす」を「で、当該大学等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われる」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　特定中小企業者（法第十条第四項に規定する中小企業者で法第二条第一項第十一号に規定する青色申告書を提出するもの、法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者で青色申告書を提出するもの及び法第六十八条の九第十二項第六号に規定する中小連結法人に該当するもののうち、試験研究を行うための拠点を有することその他の財務省令で定める要件を満たすものをいい、当該法人がその発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の法人（連結親法人にあつては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。）、当該法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者（当該他の者が連結親法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。）及び当該法人との間に支配関係があると他の者を除く。）

第二十七条の四第十項第一号中「第四号及び第六号」を「第五号及び第八号」に、「以下この項」を「次号」に改め、同項第二号中「前項第二号」の下に「、第三号、第六号及び第七号」を加え、「つき大学等が支出する」を「係る」に、「のうち、」を「として」に、「として」を「であることにつき」に、「定めるもの」を「定めるところにより証明がされたもの」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　前項第四号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る第六項第三号に掲げる費用の額

第二十七条の四第九項第四号を削り、同条第十四項及び第二十三項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十七条の四の二を削る。

第二十七条の五第二項中「第一条第四号」を「第一条第一号に規定する水力、同条第四号」に改め、同条第三項中「、第三号」、「又は第三号」及び「又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減」を削り、「資するもの」の下に「（電気及び熱の効率的な利用に資するものに限る。）」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　法第四十二条の五第一項第一号ニに掲げる減価償却資産に係る同号に規定する政令で定めるものは、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項第二号、第三号又は第五号（同項第二号又は第三号に係る部分に限る。）に掲げる機械その他の減価償却資産のうち、エネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資するもの（電気及び熱の効率的な利用に資するものを除く。）又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に著しく資するものとして財務大臣が指定するものとする。

第二十七条の五第五項中「第四十二条の五第一項第二号ロに掲げる設備に係る同号」を「第四十二条の五第一項第二号」に、「同号ロ」を「同号」に、「次項第二号イ」を「次項第一号」に改め、同条第六項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該建築物に設置されるエネルギー使用制御設備の全てが前項に規定する財務大臣が指定する設備で構成されていること。

二　当該設備を設置した後の建築物のエネルギーの使用量の当該設備を設置する前の建築物のエネルギーの使用量に対する割合が百分の九十五以下であること。

第二十七条の五第八項中「第四十二条の五第六項」を「第四十二条の五第八項」に改め、同条第十項中「第四十二条の五第一項」の下に「及び第六項」を加え、「第二項」を「同条第二項」に改める。

第二十七条の十一第一項中「する。」を「する。以下この項において同じ。）」に、「の機械及び装置」を「のものとし、器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額が千万円以上のもの」に改め、「（以下この項において「建物等」という。）」を削り、「建物等及び」を「建物及びその附属設備並びに」に、「取得価額が」を「取得価額の合計額が」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第四十二条の十一第一項第一号に規定する政令で定める試験研究は、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究とする。

第二十七条の十二第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項第一号イ中「に係る合併法人」の下に「（合併により設立したものを除く。イ及びロにおいて同じ。）」を加え、同号に次のように加える。

ハ　適用年度において行われた合併により設立した合併法人　当該合併に係る被合併法人のうち当該合併の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（ハにおいて「基準被合併法人」という。）の事業年度（当該基準被合併法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該基準被合併法人の連結事業年度）を当該合併により設立した合併法人の事業年度とみなした場合における基準日から当該合併の日の前日までの期間内の日を含む当該合併に係る被合併法人の各事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）

ニ　適用年度開始の日前一年以内において行われた合併により設立した合併法人　当該合併法人の当該合併の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）及び当該合併に係る被合併法人のうち当該合併の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（ニにおいて「基準被合併法人」という。）の事業年度（当該基準被合併法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該基準被合併法人の連結事業年度）を当該合併により設立した合併法人の事業年度とみなした場合における基準日から当該合併の日の前日までの期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）